

平成29年度北海道包括外部監査の結果に基づき講じた措置

【特定のテーマ：施設使用料等を徴収する道民利用施設の管理運営について】

対象施設	改善を要する事項		講じた措置
北海道立総合博物館	意見	<p><施設内食堂の運営について> 北海道と指定管理者の責任分担を明確にし、指定管理業務に位置づけるのであれば、公募要項に沿った負担金の積算を行うこと。また、現状を踏まえて食堂のあり方を検討すること。</p>	<p>食堂の運営については、平成26年度から指定管理業務の中に位置付けていましたが、平成31年度から平成34年度までを指定管理期間とした指定管理者の公募要項においては、食堂の運営は位置付けせず、利用者の利便性向上等に資する業務として、飲食物等販売提供業務を指定管理業務の中に位置付けるとともに、当該業務に係る収支を収支計算書に計上するよう整理を行いました。</p> <p>また、これに伴い、当該業務に係る収支均衡が図られるよう、積算の見直しを行ったところです。</p> <p>なお、令和元年度から、開拓の村の活用方針を検討することとしており、この中で食堂の今後のあり方についても検討することとしております。</p>
	意見	<p><指定管理業務の再委託について> 北海道は、再委託の承認を厳密に行い、現在再委託している業務について、指定管理者において直接実施すべき業務が含まれていないか再度検討するとともに、承認に当たっては、見積もり合わせの状況等委託過程の確認を行うこと。</p>	<p>平成31年度から平成34年度までを指定管理期間とした指定管理者の公募に当たっては、現在指定管理者が再委託している業務について、直接実施すべき業務が含まれていないか検証を行った上で公募を行い、再委託は原則禁止であることを説明しました。</p> <p>また、計画書提出時に、指定管理者が再委託する予定であった業務について、内容を検証した結果、指定管理者において直接実施すべき業務は含まれていないことを確認しました。</p> <p>さらに、指定管理者の平成31年度業務計画の承認に当たって、再委託を実施する際の手続等の確認を行い、再委託が適正に行われていることを確認しました。</p>
	指摘	<p><駐車場の無料化について> 市街地から離れており公共交通機関が少ないなどの現状があったことは理解できるが、北海道からの要請があって無料化に至った経緯があるため、指定管理者にその負担を強いるべきではない。今後の負担金の積算方法を見直しすること。条例においても駐車場を無料化とする改正を検討すること。</p>	<p>平成31年度から平成34年度までを指定管理期間とした指定管理者の公募を行うに当たって、「維持管理コストが依然発生していること」及び「利用料金は指定管理者が条例上限額の範囲内で、道の承認を受け定めるものであること」を考慮し、駐車場を無料とする条例改正は行わないこととしました。</p> <p>なお、令和2年に行う使用料・手数料の見直し検討に併せ、周辺施設及び類似施設の駐車場の「料金体系」や「維持補修の経費」の状況などを踏まえ、駐車場の料金設定や負担金の積算方法のあり方などについて検討することとしています。</p>
	意見	<p><利用者満足度調査について> 北海道が行う利用者満足度調査の実施方法、内容について見直しを検討するべきである。</p>	<p>利用者満足度調査の調査項目について見直しを行い、利用者にとって、よりわかりやすい内容に改善しました。</p>

対象施設	改善を要する事項		講じた措置
北海道立総合博物館	意見	<p><負担金の算定について> 利用者目標数の再設定を行うとともに、指定管理者負担金の算出にも反映させること。</p>	<p>利用者目標数については、見直しの上、再設定を行い、公募要項の要求水準書の中に、管理の目標として盛り込みました。 指定管理者負担金については、積算の考え方の基礎となる「指定管理者制度に係る係数整理要領」において、大幅な変動要素がない限り、前回積算時（平成26年度）の利用者数を使用することとされていることから、北海道博物館分については、平成27年度のリニューアルを大幅な変動要素と捉え、新たな目標値の設定をもとに負担金を算出しました。一方、開拓の村分については、大幅な変動要素があるとは認められないことから、前回積算時（平成26年度）の利用者数をもとに、負担金を算出しました。</p>
	意見	<p><供与物品の現物確認について> 指定管理期間中における供与物品の現物確認が行われていないため、指定管理期間中における供与物品の現物実査を定期的実施するべきである。供与物品の数が膨大であり、事務負担の増加が懸念されるのであれば、指定管理期間中における部分的な実査（サンプル調査）を段階的に実施するなど、計画的な実査方法を検討するべきである。</p>	<p>供与物品については、指定管理期間の終了時期である平成31年3月末までに現物確認を行いました。 確認の結果、現存しない物品については、今後、北海道博物館において台帳からの除却等の所要の事務処理を行います。 今後は、物品の新規供与・返却などの異動も含め、四半期ごとに、現物と台帳との照合を行うこととしました。</p>
北海道立総合体育センター	意見	<p><施設利用者目標数の設定について> 施設利用者の増加に向けた取り組みとして、各年度の利用者目標数を適切に設定するよう検討するべきである。</p>	<p>次回（令和3年度）の指定管理者の公募時には、これまでの実績に加え、その時点で予定されている各種催し・イベントなどの内容を勘案し、施設利用者目標数を設定することとします。</p>
	意見	<p><スポーツ目的以外の利用について> 施設の利用について、スポーツ利用と非スポーツ利用のあり方に関し一定の指針を設けるよう検討するべきである。</p>	<p>スポーツと非スポーツとの利用実態の動向を踏まえながら、非スポーツ利用の基準等をどうすべきかなど、そのあり方に関し必要な検討を行うこととしました。</p>
	意見	<p><料金の取り扱いの例外について> プロスポーツ選手の施設利用料につき例外的な取扱いを許容しうる定め（一定の指針）を設けるよう検討するべきである。</p>	<p>プロスポーツ選手の施設利用料に係る例外的な取扱いは、本道におけるスポーツ振興、地域活性化、青少年の健全育成等への貢献度合、財務状況などを指定管理者と協議の上、道として総合的に判断することとしています。 今後、同様な事例が発生した場合にあっては、こうした視点を踏まえ、個別に判断することとします。</p>
	意見	<p><利用者満足度調査結果の活用について> 定期的になされる利用者満足度調査の結果を踏まえた協議を指定管理者との間で適宜に行うべきである。</p>	<p>利用者満足度調査において利用者から提出された個別の意見要望等については、指定管理業務の質的向上を目指し、指定管理者と適宜に意見交換を行った上で、活用を図ることとしました。</p>

対象施設	改善を要する事項		講じた措置
北海道立総合体育センター	意見	<p><負担金の算定について> 収支差額の金額を指定管理料の負担金計算に正しく反映させた上で、同負担金を算定すべきである。</p>	<p>次回（令和3年度）の指定管理者の公募時には、指定管理業務の収支状況を把握し、他の公共スポーツ施設等の取扱等も踏まえ、負担金を算定することとしました。</p>
	意見	<p><負担金の算定について> 指定管理者が得るレストラン等に関する収入については、指定管理料の負担金計算に正しく反映させた上で、同負担金を算定すべきである。</p>	<p>平成30年度以降、指定管理料の負担金については、指定管理者の事業活動収入を精査した上で算定することとしました。 なお、ご指摘の指定管理者が徴収している「運営手数料」については、指定管理料の負担金算定に反映させました。</p>
	意見	<p><利用申込みのキャンセルについて> キャンセル料の請求及び收受に関する規定を設けるなどして、施設利用に関するリスク軽減を図る方策を検討すべきである。</p>	<p>施設の有効利用の観点から、類似施設の規程等を参考に、前納のあり方やキャンセル料徴収などのリスク軽減策を検討してまいります。</p>
	意見	<p><駐車場の有料化について> 施設の有効活用という観点から、コンサート等のイベント実施日以外の日における駐車場利用につき、その有料化の是非を検討すべきである。</p>	<p>第1駐車場及び第2駐車場の有料化の是非について検討を行いました。イベント未開催時のみの駐車場稼働日数（月10日程度）では、初期投資費用や維持管理費用が賄えないほか、イベント未開催日が不定期であるため、イベント開催時に関係者以外の車両が残るなど、運営面で支障が生じることが想定されるため、現行の運用を継続することとしました。</p>
	意見	<p><申請者の増加に向けた取り組みについて> 指定手続の基本原則である「公募の徹底」を実質化するためにも、公募の周知期間の延長や周知方法の改善など申請者数の増加に向けた取り組みを行うべきである。</p>	<p>公募の周知期間を40日間から50日間に延長するとともに、次回（令和3年度）の指定管理者の公募時には、指定管理業務に係るコスト情報をホームページで公開することなどにより、申請者数の増加に向けた取組を行うこととしました。</p>
北海道立噴火湾パノラマパーク	指摘	<p><公有財産台帳管理について> 公有資産台帳への登載漏れ資産について、適正に登載すること。</p>	<p>登載漏れとなっていた土地（63,544.37㎡）について、平成30年2月20日付けで公有財産台帳へ登載しました。</p>
	指摘	<p><パークゴルフ場発券機の設置について> 八雲町は、要領に基づく申請により、速やかに都市公園法による公園施設への設置許可を得ること。</p>	<p>指定管理者である八雲町から、公園施設の設置許可申請が提出されたことから、平成30年2月9日付けで許可を行いました。</p>

対象施設	改善を要する事項		講じた措置
北海道立噴火湾 パノラマパーク	指摘	<p><財務状況のモニタリングについて> 北海道は、事業者より監査報告書の提出を受けているが、「モニタリングに関するガイドライン」における財務状況の把握の取扱いからすると十分にその内容について分析し、吟味検討していない。 今後はモニタリング手法について、ガイドラインを踏まえた内容となるよう検討し、より適正なモニタリングを行い、その結果内容を公表すること。</p>	<p>平成29年度の指定管理業務に関するモニタリングについては、「モニタリングに関するガイドライン」を踏まえ、公認会計士による監査済みの財務書類等に対し、流動比率・負債比率等、財務指標の異常値確認などによる分析・評価を行うなど、実施手法の改善を行いました。 また、モニタリングの結果については、建設部まちづくり局都市環境課及び渡島総合振興局函館建設管理部において閲覧ができることとし、モニタリングの実施とその結果については、閲覧が可能であることを道のホームページにおいて掲載するよう改善を行いました。</p>
	意見	<p><事業分析について> 北海道が適正な効果測定を行い、他の市町村、国が導入したPFI事業の事業効果と比較をし、今後の新たな事業導入にむけた分析が必要である。</p>	<p>今後、新たな「北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程（平成29年3月策定）」を踏まえ、自ら実施する場合とPPP/PFIにより実施する場合との費用総額の比較などを行い、PFI事業の導入に向けて分析を行うこととしました。</p>
	意見	<p><施設の利用料金の設定について> 国の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」においては、公共施設等の管理者は、民間事業者に対する関与を必要最小限のものにすること、とされているものの、利用者となる道民間の負担の不均衡が生じないように、利用料金の割引のあり方についてPFI事業者へ検討を促すこと。</p>	<p>今後の利用料金割引のあり方について、監査結果や事業開始後の経営環境の変化などを踏まえ、利用者となる道民間に不均衡が生じないように検討を行うように、PFI事業者に促しました。</p>
	意見	<p><供与物品の購入について> 指定管理業務積算基準において、指定管理者に支払う負担金には、施設維持に係る消耗品及び備品の購入費が含まれているため、少額物品については指定管理者が購入すべきである。</p>	<p>少額物品については、協定書及び要求水準書に基づき、適正な取扱いを行うこととしました。</p>
北海道立オホーツク公園	指摘	<p><金銭受領事務について> 例えば利用されたサイト番号を記載しておくか否かによって後のトラブルの原因解明にも役立、料金単価にチェックをつける事によって利用料金の間違い防止にもなる。 複数の担当者が作成する利用申込書兼現金領収証書(控)については、統一した記載要領のマニュアルを作成し徹底するべきである。</p>	<p>利用申込書兼現金領収証書(控)の書式については、サイト番号の記載欄を新たに設けるなどの改訂を行ったほか、指定管理を担う事務担当者向けに、上記書式に係る記載要領や記載例を作成、周知するなど、利用料金収納事務における統一的な事務処理の徹底を行いました。</p>
	意見	<p><陶芸教室の運営形態について> てんと工房の運営を指定管理者への指定管理業務とするか、自主企画事業として運営させるのか、今後の運営形態を検討するべきである。</p>	<p>運営形態について検討を行った結果、てんと工房については地元住民のニーズのほか、施設への出入り増による集客も見込まれるものと判断し、平成31年4月から、指定管理者による自主企画事業として運営することとしました。</p>

対象施設	改善を要する事項	講じた措置
北海道立近代美術館	<p><実行委員会方式について> 実行委員会方式で開催される特別展の運営上、以下の点を改善すべきである。</p>	
	<p>・実行委員会会議の適時・適切な開催と議事録の作成・閲覧等を通じ、実行委員会の運営や収支の管理が適正に為されているかどうか確認できる体制を構築すること</p>	<p>実行委員会会議を適時に開催し、議事録を作成するとともに、収支が予算の2割以上増減することが見込まれる場合においては、事前協議を行うこととするなど、実行委員会の運営や収支状況を確認できる体制を構築することとしました。</p>
	<p>・飲食費に関する支出については、北海道が直接執行する場合の取扱いを勘案し、支出の目的や金額等に一定の制限を設けること。また美術館職員が会食に参加する場合に個人負担が適正に行われていることが確認できるよう、出席者名簿や個人負担分の金銭の授受に関する記録を明確に残すこと</p>	<p>飲食費に関する支出については、道の「交際費・食糧費事務取扱要綱」に準じて、会食経費の執行基準額を定めるとともに、美術館職員が会食に参加する場合は、領収書を徴するなど、個人負担分の記録が明確となるようにしました。</p>
	<p>・会場施設使用料を適切に計算し、北海道の収入となるような方策を検討すること</p>	<p>会場施設使用料については、北海道立美術館利用規則に基づき「道立美術館との共催により開催する美術に関する催しのために利用するとき」に該当するものとして、免除の取扱としています。</p> <p>会場施設使用料を徴収するとした場合にあつては、実行委員会経費が増大することとなり、地方の道立美術館の実行委員会特別展からの共催企業の撤退や民間団体等との共催が困難となるおそれがあることなどを勘案し、会場施設使用料の免除の取扱については、継続することとしました。</p> <p>なお、道の他の施設においても、「道の事務又は事業の遂行に関連のあるイベント等を開催するために一時的に使用させる場合」は、同様に免除する取扱としており、他府県においても、同様な開催方式で会場施設使用料を徴収しているのは1県のみと、ほとんどの県が徴収していない状況にあります。</p>
	<p>・特別展開催の結果生じた収支余剰金が北海道に還元されるような方策を検討すること</p>	<p>特別展の収支状況は、展覧会の開催地や展示の企画内容、共催相手方などにより異なりますが、特別展の開催は、道民に芸術文化に触れていただく機会を提供するため、地方美術館も含め、収支状況（見込）などにより影響を受けることなく、安定的に継続することが必要であることから、収支の帰属に代えて、全ての展覧会において、収支の状況に関わらず、来館者のサービス向上と道の歳入確保につながる方策を検討しています。</p>
	<p><建物使用料の取扱いについて> 今後、企業や民間団体等が運営メインとなる共催展に併設される物販コーナーに係る建物使用料の免除を取りやめ、適正に徴収する必要がある。</p>	<p>企業や民間団体等が運営メインとなる共催展などで、貸館による展示室の使用料を徴収している展覧会については、物販コーナーに係る使用料を徴収することとしました。</p>

対象施設	改善を要する事項		講じた措置
北海道立近代美術館	意見	<p><収蔵品の現物確認について> 美術館所有の収蔵品及び備品類については、それぞれの資産の保管状況等に応じて適切な現物確認の計画を立案し、定期的な資産の現物確認を実施するべきである。</p>	<p>平成30年度から、収蔵庫の保管場所や美術品の分野ごとに収蔵品等の現物確認を計画的に行い、データベースによる管理を行うこととしました。</p>
北海道立北方民族博物館	意見	<p><指定管理者における契約事務について> より低額な契約金額を基準とした相見積りの取得を検討するべきである。</p>	<p>指定管理者において、契約事務取扱要領を改正し、相見積りの取得に係る契約金額の基準（1件70万円以上）を、北海道財務規則第166条を参考に、1件30万円以上に変更しました。今後、この規定に則った事務が行われているかについて確認を行うこととします。</p>
	意見	<p><既存施設の有効活用について> 使用目的に制限を加えた上で、博物館内の講堂を他団体に貸し出すなど施設の有効活用を検討するべきである。</p>	<p>博物館内の講堂の貸出しについては、北海道の文化の振興に寄与する等の目的で使用する場合にあっては、他団体に貸し出すこととしました。 また、当該貸出しに関しては、ホームページ等で周知することとし、施設の有効活用が図られるよう改善を行いました。</p>
	意見	<p><施設の修繕計画について> 雨漏りの発生原因を把握するとともに、その原因を踏まえた長期的な修繕計画を策定するよう検討するべきである。</p>	<p>エントランスホールの雨漏りについては、令和元年度に原因の調査を含めた設計委託を行い、令和2年度に改修工事を実施する予定としています。</p>
	意見	<p><施設内の監視体制について> 監視カメラを設置するなど、特別展示室における監視体制を強化するよう検討するべきである。</p>	<p>特別展示室に監視カメラを4台設置し、監視体制を強化することとしました。</p>
共通事項	意見	<p><利用料金の情報公開について> 施設の利用料金の設定に関する情報の公開に努めるべきである。</p>	<p>施設の利用料金の設定等の情報については、関係規定等を改正することなどにより、情報公開することとしました。</p> <p>指定管理期間を通じた修繕費負担の上限額の設定や、利用料金収入に占める修繕費見合いの金額の特定については、利用料金の激変緩和措置等を講じている現状にあっては困難な状況にありますが、修繕費の積算にあたっては、過去の修繕実績を踏まえるなど、実態に即した適正な積算となるよう努めていきます。</p>
	意見	<p><施設の情報公開について> 施設の情報公開について、指定管理者と協力し取り組むべきである。</p>	
	意見	<p><修繕費の負担について> 施設修繕等に係る費用負担区分については、フルコスト料金を基に利用料金収入に占める修繕費の額を算出した上で修繕1件ごと金額要件を設定するとともに、指定管理期間を通じた修繕費負担の上限額を定めるなど、適正な負担について努めるべきである。</p>	
意見	<p><施設修繕見込みについて> 指定管理期間における修繕等の必要性等を十分に精査し、指定管理者負担金を積算するべきである。</p>		

対象施設	改善を要する事項		講じた措置
共通事項	指摘	<p><修繕費の負担基準について> 修繕の負担についての判断基準については、消費税及び地方消費税を含まない金額に改めるべきである。</p>	<p>施設の修繕及び更新費用の負担基準については、消費税及び地方消費税を含まない金額とすることとし、指定管理者の公募要項例を改めることとしました。</p>
	意見	<p><施設の減価償却について> 利用料金に占める減価償却費見合い部分について、将来の施設改修等の財源とするために確保する措置を検討するべきである。</p>	<p>利用料金の激変緩和措置等を講じ、施設の運営費支出が利用料金収入を上回っている現状においては、利用料金に占める減価償却費見合い分を将来の施設改修等の財源として確保することは困難であるが、今後、運営費支出が利用料金収入を下回った際には、監査意見を踏まえた減価償却費見合い分の取扱いを検討します。</p>
	意見	<p><利用料金の免除について> 利用料金等の収入を増加させる方策として、65歳以上の道外者については利用料金を免除しない、あるいは割引料金などを設定することを検討するべきである。</p>	<p>65歳以上の利用者に係る利用料金の減免措置に関しては、そのあり方も含め、継続して検討します。</p>
	意見	<p><指定管理者の引継事務指針等について> 公募期間を延長し、指定管理者決定から管理開始までの期間を少なくとも半年間以上に設け、余裕をもった引継を行えるように配慮するとともに、指定管理者変更を想定した引継事務指針を策定することを検討するべきである。</p>	<p>公募期間及び指定管理者決定から管理開始までの期間の延長については、債務負担行為限度額の決定に係る議会議決と密接に関連しており、スケジュールの変更は現状では困難な状況となっています。 しかしながら、指定管理者の変更に伴う事業の継承事務を円滑に進めることは、指定管理業務の運営上必要不可欠なものであることから、その手続等について継続して検討します。</p>
	意見	<p><買換え備品の帰属について> 指定管理者が購入した備品について、指定管理期間終了後は道に帰属するよう規定の整備を行うべきである。</p>	<p>現行の協定書第7条第3項において、指定管理者が取得した物件（消耗品等は除く）の所有権については、取得時に北海道に帰属する旨規定しており、引き続き、各施設所管課に対し、規定に基づく取扱いの徹底を促します。</p>